

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和 六 年 十二 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
秦クリニツク	邑智郡美郷町粕渕三八七―四	令和 六年十一月二十八日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和 六 年 十一 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
えきなん矯正歯科クリニック	松江市大正町三―三	令和 七年 一月 十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和 六 年 十二 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クローバー薬局 平田店	出雲市万田町六七八一	令和 六年十二月 二日